

**宇部市お茶の魅力創出業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領**

令和2年9月

宇部市北部・農林振興部 農林振興課

目 次

1	目的	1
2	業務の概要	1
3	業務に要する費用（事業費限度額）	1
4	参加資格	1
5	スケジュール	2
6	参加表明書の提出	2
7	企画提案書等の提出	2
8	質問の受付及び回答	3
9	審査及び受託候補者の選定	4
10	契約方法	4
11	失格事項	4
12	業務実施上の注意点	5
13	その他	5
14	担当部署	5

宇部市お茶の魅力創出業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、宇部市が実施する宇部市お茶の魅力創出業務の受託者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務内容

宇部市お茶の魅力創出業務仕様書のとおり

(2) 実施期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 業務に要する費用（事業費限度額）

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

4 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、参加資格を有するものとする。

(1) 法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。個人は不可とする。）

(2) 法人等またはその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。（共同企業体においては、すべての構成員が、次のいずれにも該当しないこと。）

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 会社更生法（平成14年法律第16号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

オ 政治団体、宗教団体、又はそれに類する団体である者

カ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）。以下「暴力団対策法」という。）第2条台6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。次号について同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ク 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ケ 法人税、地方税、その他租税公課を滞納しているとき。

- (3) 個人情報の漏洩、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

5 スケジュール

(1) 公募開始日	令和2年 9月30日 (水)
(2) 質問書の提出期限	令和2年10月 9日 (金)
(3) 参加表明書の提出期限	令和2年10月16日 (金)
(4) 企画提案書等の提出期限	令和2年10月23日 (金)
(5) 審査委員会の開催	令和2年10月28日 (水) 予定
(6) 候補者の選定	令和2年10月30日 (金) 予定
(7) 審査結果の通知	令和2年11月 4日 (水) 予定
(8) 業務内容協議	令和2年11月 5日 (木) ~ 令和2年11月11日 (水) 予定
(9) 契約締結	令和2年11月12日 (木) 予定

6 参加表明書の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書 (様式1)

(2) 提出期限

令和2年10月16日 (金) まで (必着)

(3) 提出方法

郵送により提出すること。

(4) 提出先

「14 担当部署」宛に提出すること。

(5) 提出部数

各1部提出すること。

(6) 参加表明書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届 (様式2) を提出すること。なおその場合においても、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 (任意様式)

イ 会社概要書 (単体企業又は共同企業体の代表者) (様式3-1)

会社概要書 (共同企業体の構成員) (様式3-2)

ウ 業務受託実績書 (同種。類似) (様式4)

エ 業務実施体制表 (様式5)

オ 誓約書 (様式6)

カ 参考見積書 (任意様式)

キ 法人等の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書（発行から1ヶ月以内のもの：写し可）

(2) 提出期限

令和2年10月23日（金）まで（必着）

(3) 提出方法

郵送により提出すること。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出先

「14 担当部署」宛に提出すること。

(5) 提出部数

正本1部、副本6部（正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）

(6) 提出書類作成上の留意事項

ア 企画提案書

① 企画提案書は、1事業者あたり1提案とする。A4判、横書き、左綴じで製本すること。（図表等については、必要に応じてA3判でも可とするが、A4判への折込みをすること。）

② 企画提案書の表紙には、宛名（宇部市長）、タイトル（宇部市お茶の魅力創出業務に係る企画提案書）、提出年月日及び事業者名を記載し、代表者印を押印すること。

③ 企画提案書の作成にあたっては、以下の内容について記述すること。

a 業務実施体制及び作業スケジュール

(a) 本業務を履行するにあたっての実施体制及び作業スケジュール

(b) 作業工程における事業者と当市の役割分担及び作業内容

b 業務実施提案内容

(a) 仕様書の業務内容に即した、実際に実施するイベント等の具体的な提案及び成果目標の指標・目標数値

c その他の提案事項

(a) 事業費限度額の範囲内で事業の有効性及び効率性の向上につながる提案

※仕様書の範囲以外で提供が可能なサービス等があれば併せて示すこと。

※継続的なビジネス展開の提案を示すこと。

イ 参考見積書

業務に要する費用を以下の内容ごとに積算根拠を明確にして作成すること。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和2年10月9日（金）

(2) 提出方法

質問票（様式7）により、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

「14 担当部署」宛に提出すること。

(4) 回答方法

電子メールにより回答するほか、回答内容をホームページに公開する。

9 審査及び受託候補者の選定

受託候補者は、宇部市お茶普及促進業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査で選定するものとする。

(1) 審査実施日

令和2年10月30日（金）（予定）

(2) 時間及び会場等

参加事業者に書面又は電子メールにより通知する。

(3) 審査方法

ア 企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションについて、総合的に審査を実施する。

なお、参加申込み企業が1者の場合であっても審査を実施する。

また、プレゼンテーションはリモートにより実施し、提出資料を用いてプレゼンテーションを行い、審査員との質疑応答を行う。

所要時間

・準備	5分	}	計40分
・プレゼンテーション	20分		
・質疑応答	15分		

イ 別表評価基準に基づき各審査員の評価点を合計し、審査委員会の合議のうえ、総合得点が平均60点以上の企画提案書の中から、総合得点の最も高い提案をした者を受託候補者、次点者を次点候補者に選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果及び候補者の選定については、参加事業者に書面により通知するとともに、宇部市のホームページに掲載する。

10 契約方法

企画提案書の内容を基本として受託候補者と契約条件等に関する協議を行い、協議が整った時点で随意契約により契約を締結するものとする。

また、協議の結果、契約締結に至らなかった場合、次点候補者と契約条件等に関する協議を行う。

11 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなかった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1 2 業務実施上の注意点

- (1) 2に掲げる業務の受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (2) 統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (3) 業務実施上でトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携のうえ、速やかに問題解決を図ること。

1 3 その他

- (1) 本事業は、内閣府の地方創生臨時交付金の交付決定を受けて実施するものであるため、業務実施にあたっては、地方創生臨時交付金交付要綱にしたがって実施する。
- (2) プロポーザルに要する経費及び企画提案書等提出に係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) プロポーザルに係る全ての提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等については、候補者の選定のために使用するものとするが、開示請求があった場合は、宇部市情報公開条例に基づき公開するものとする。

1 4 担当部署

宇部市 北部・農林振興部 農林振興課
〒757-0292 宇部市大字船木365番地1
TEL：0836-67-2819 FAX：0836-67-0153
メールアドレス：nourin@city.ube.yamaguchi.jp

(別表)

宇部市お茶の魅力創出業務委託にかかる
公募型プロポーザル 評価基準

評価項目	詳細・着眼点	配点
1 企業評価 (配点：10)		
実施体制	実施体制・管理責任者が明確にされ、適切な人員配置が行われているか。	5
類似業務実績	過去に類似業務（地方創生に資するハード・ソフト・プロモーションに係る業務）の実績を有しているか。	5
2 企画提案評価 (配点：85)		
業務工程	適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。	10
業務内容1 (ハード面の充実)	訪問者が茶園やお茶そのものを楽しめるようなハード整備についての事業が提案されているか。	20
業務内容2 (ソフト面の充実)	お茶そのものや茶園の景観を楽しむことができ、また、新しい生活様式に即した魅力的なイベントが提案されているか。	20
業務内容3 (プロモーション)	産地の魅力を全国にプロモーションできるようなブランディングに繋がる提案がされているか。	20
事業継続性	本市の茶産業の振興を図るパートナー事業者として、継続的な支援に期待できるか。	15
3 経費見積金額 (配点：5)		
経費見積金額	見積金額について、積算が妥当で、費用対効果が見込めるか。	5

※評価点は、各審査員の合計点数の平均点とする。